

議案第99号

加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年11月30日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市知的障害者援護施設設置及び管理に関する条例（昭和 63 年加西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 6 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

- （1） 第 4 条に規定する事業に関する業務
- （2） 施設の入所の許可に関する業務
- （3） 施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4） その他施設の管理上、市長が認める業務

3 第 1 項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条中「市長が特に必要と認める者」とあるのは、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

市立善防園を指定管理者に管理を行わせることができるよう、所要の改定を行うもの。